

県民あんしん共同太陽光発電事業補助金取扱要領

制定 令和2年8月3日

(目的)

第1条 この要領は、県民あんしん共同発電事業補助金交付要綱第8条の3の規定に基づき、事業計画の承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 設置済市町村

この要綱に基づき、過去に県から補助を受けた施設が所在する市町村をいう。

(2) 未設置市町村

設置済市町村以外の市町村をいう。

(3) 公共施設

市町村が設置する施設をいう。

(承認の優先順位)

第3条 事業計画の承認の優先順位は次のとおりとする。ただし、原則として一つの市町村に一件の承認とし、同一順位内で複数の事業計画の提出があった場合は、太陽光発電の出力が大きいもの、次いで蓄電システムの容量が大きい事業計画を優先する。

第1順位 未設置市町村に立地する施設へ設置する事業計画（公共施設を除く。）

第2順位 未設置市町村に立地する公共施設へ設置する事業計画

第3順位 設置済市町村に立地する施設へ設置する事業計画（公共施設を除く）

第4順位 設置済市町村に立地する公共施設へ設置する事業計画